

安倍自公政権の暴走は、11月26日の衆議院での強行採決に続いて、参議院でも12月6日の夜中に採決を強行し、「特定秘密の保護に関する法律」を成立させました。

国民の知る権利や表現の自由、国民主権が侵害され、民主主義を破壊するものとメディア関係者をはじめ弁護士団体、多くの著名人がこの法律の危険性について警鐘を鳴らされてきました。それらの声が広がり日を重ねるに従って、さらに「特定秘密保護法案に反対する映画人の会」「同じく学者の会」が発足するなど、日本の良心とも言うべき広範な各界各層の皆さんからも、怒りと抗議の声で暴走政権に迫りました。

この法律は、「安全保障」に支障があるとの口実で、「行政機関の長」が外交、軍事、スパイ、テロなどに関連する行政情報を「特定秘密」に指定し、公務員などがそれを漏らせば、最高10年の重罰を科すという弾圧法です。

国会審議で明らかになったことは、「特定秘密」の指定には何の歯止めもなく、「秘密」が際限なく広がる危険があることです。

国民主権とは、主権者である国民が、国政の基本問題についての情報を十分に知ることができ判断することが、不可欠の前提となります。国民の「知る権利」を奪うこの法律が、憲法の根本原理である国民主権を踏みにじるものであることは明白です。

国民から見ると何が秘密かも秘密扱いです。「秘密を漏らした人」「秘密を知ろうとした人」だけでなく、共謀した人、教唆（そそのかした人）・扇動（あおった人）も処罰の対象です。「秘密」を扱う人には、「適性評価」がなされ家族も含めてプライバシーが調査されます。日本を基本的人権が蹂躪される暗黒社会にしてはなりません。

また、この法律は日本国憲法の平和主義の原則を踏みにじるものです。「米軍と情報を共有するため」の「秘密保護法」と言うから、国民の目・耳・口をふさぎ、「海外で戦争をする国」にする。ここに狙いがあると言わねばなりません。

先の国会に提出されていた国家安全保障会議（日本版NSC）設置法案も強行成立し、この法律で国民の目、耳、口をふさぎ、日本版NSCを「戦争司令部」にして、海外で「戦争する国」へつき進むことは許されません。

立法府としての国会の運営についても、国民の納得を得られるような丁寧な審議を保障するのではなく、強引な審議打ち切りで強行したことは、民主主義の破壊そのものです。

連日の国会を取り巻く国民のこれまでにない抗議行動を「テロ」呼ばわりして、耳も貸さない横暴さも示しました。このような仕打ちで、「国の安全のため」といくら言われても信用できるものではありません。

この法律で問われていたのは、本来国民に公開されるべき行政情報を政府が勝手に「特定秘密」に指定し、その漏洩を重罰で取り締まるという国民の「知る権利」の侵害であり、それによって「戦争する国」をめざすという憲法の基本原則にかかる重大問題です。こうした問題が「第三者機関」の設置や指定期間の見直しで解決するはずもなく、12月6日に成立した「特定秘密の保護に関する法律」には反対を表明するとともに、廃止にする以外に道はありません。臨時国会で通すことはもってのほかで、直ちに廃止することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年 月 日

近江八幡市議會議長 善住 昌弘

内閣総理大臣
法務大臣
外務大臣
内閣官房長官
法案担当大臣

}

宛